

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F

TEL: 03-5395-3165

FAX: 03-3946-6823



東京社保協

検索

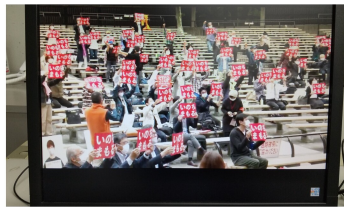


10・22いのちまもる総行動



「#いのちまもる医療・社会保障を立て直せ! 10・22総行動」が、コロナ感染症下の取り組みとして、日比谷野音会場329人と

Web 500カ所の参加で開かれ、秋の闘いに向けて決意を固めました。



4の日宣伝行動

10月14日昼、定例の宣伝行動を巣鴨駅頭で行い、7団体24名が参加し、署名25筆、署名ハガキ入りティッシュ約2,000個を配布しました。11月は介護月間で介護関係団体も参加する予定です。



「消費税減税を」池袋大宣伝行動

10月26日の5~6時、池袋駅東口にて10団体30名の参加で、各団体が新型コロナによる経済危機を乗り越えるため世界各国で実施されている消費税減税の必要性をリレートークで訴えました。日本共産党の山添参院議員は「新型コロナで、低所得者ほど負担が重くなる消費税の不公平さがますます明らかになってきた。景気対策としても消費税5%減税を野党共闘の力で実現しよう」と呼びかけました。

ロック作詞家の男性は「ロックっていうのは、その時代の政治や権力に対してアンチテーゼを発信する事。菅に俺たちの権利を叫ばなきゃダメだ」とペンをとるなど、24人が署名に応じました。



「4の日」定例宣伝行動
巣鴨駅前 状況により中止の場合もあります
- 11月14日(青) 12~13時
- 12月14日(青) 12~13時

各地域・団体の取り組み

第21回総会開催 小平社保協

小平社保協は、9月24日に第21回総会を三密にならない様に意識しながら可能ところで集まり、5団体・個人と9名の参加で開催しました。

開会の挨拶で前川会長は「コロナ禍のなかで身近で重要になっている保健所を1990年代に全国に850件あった保健所をいまや469件に、東京では71件を31件に激減させている」とし

て国の公衆衛生行政を痛烈に批判し、社保協として公衆衛生の拡充を訴えました。次に、末廣事務局長が総会議案を提案、活動方針案、会計報告と会計監査報告、予算案、次期役員を提案しました。

質疑と討論では、「家族が熱が出て、PCR検査を希望して医院に行くと「様子をみましょう」と検査をしてくれない、PCR検査を希望する市民にはできるようにしてもらいたい」との実態に、出席者から「市医師会が9月にPCR検査センター



の開設を予定して、検査必要者は車で移動することになっている」との情報

が寄せられました。また、「コロナの感染でワクチンが問題になっているが、これからインフルエンザが流行する季節を迎え、インフルエンザワクチンの高齢者無料の制度を若い方々にも広げたい」との要望も出されました。さらに「議案にある小平市市政の問題、市は公立保育園9園のうち4園を民営化にするとか、受益者負担の原則を導入し公共施設使用の有料化を強引にすすめている等の中で、社保協の役割は大きい」「当社保協の要望書に回答できない、という市の姿勢を質す必要がある」などなど意見がだされました。

議案を全員の拍手で承認し、最後に閉会の挨拶で小平副会長が「新型コロナウイルス感染防止のために、自粛、自粛、自粛と生活スタイルが自粛していますが、私たちの出会いと会話、集まり、そしていろんな活動は人間が生きて行くにあたって必要な人権でもあります。三密を意識しつつも、活動は自粛なく旺盛にすすめましょう！」と締めくくりました。

<小平社保協ニュースより>

都立病院独法化阻止講演会 江戸川社保協

8月27日に都立墨東病院の独立行政法人化阻止の講演会を江戸川社会保障推進協議会と江戸川革新懇の共催で開催しました。昨年12月小池都知事が都立病院の独立行政法人化を発表、その対象病院に江戸川区民が多く利用する都立墨東病院が含まれています。独法化で都立病院はどうなるか、独法化を止めさせるためには何をすべきか？を学ぶために尾林芳匡弁護士に講演して頂きました。独法化は民間活力の導入で都の財政負担の軽減を図る名目になっていますが、実際は病院を金儲けの対象にするものであることを様々な資料と事例で明らかにしてくださいました。「都立墨東病院を直営で存続させる会」の喜入事務局長が、都立墨東病院は東部地域の公的基幹病院としていかに地域医療に重要な役割を果たしているかを話され、独法化を止めさせるために頑張

ろうと訴えられました。本来、公立病院などの公共サービスは、弱い立場の人々のためにあるもので、金儲けのために独法化することは断じて許さないと決意を固め参加しました。三密に配慮して講演会への参加訴えもセーブしつつ、60名を超える参加者で大成功の講演会でした。

<江戸川社保協 宮澤会長より>

「緊急財政支援」請願採択 渋谷社保協

渋谷社保協は9月30日に渋谷区議会に、コロナ感染症による患者・利用者の減少により減収となり、経営が苦しくなっている「全ての医療機関・介護事業所に対し、緊急に前年実績比の減収分の財政支援を行うこと」を国に求める請願書を提出しました。請願提出にあたり、区内の医療・介護事業所にも請願署名を呼びかけ、7事業所・団体から署名が寄せられました。また、区議会各会派にも請願要請をしました。請願の趣旨には区議会全会派が賛同できるとのことで、10月6日の福祉保健委員会で採択となり、10月9日の本会議では提出項目から「全ての」「前年実績比の減収分の」の文言が削られ、「意見書」ではなく「要望書」とはなりましたが、全会派一致で採択され、議長名で国に送ることになりました。地域に請願要求への賛同を広げるなど社保協の運動を反映させることができました。

また、渋谷社保協が取り組んできた「新型コロナウイルスの感染拡大を抑え、区民のいのちを守る緊急要請」署名の第二次提出を9月30日に8人の参加で行いました。8月7日の第一次提出後に「さらに集めよう」と加盟団体のつながりや区内医療機関、事業所などへの協力要請もして、2,330筆を集め、第二次分として提出しました。全体の署名は3,461筆となりました。

署名提出の際に、渋谷区長秘書の鈴木氏に請願項目①PCR検査数を大幅に引き上げ②対応病床、発熱外来の抜本的拡大、医療機関への財



政支援③保健所体制の強化などを再度説明し、区長に伝えてほしいこと…区での取り組みが区民にはもっと見えるようにして、不安を解消してほしい。世田谷区のような積極的な感染対策が望まれている。区内の医療機関は人的・物的・財政の上でもどこも苦労している。コロナ受け入れ病院と医療連携しているところも多いのだから全体を支援してほしい。保育園も努力して感染を防いでいる。コロナ禍でお年寄りが健康を害している…を話し、要請項目の実施を迫りました。

<渋谷社保協ニュースより>

要請書へ回答 町田社保協

7月27日に高齢者全都共同行動町田連絡会が、町田市に提出した要請書の回答が9月1日に届きました。以下が主な回答です。

一昨年よりの「高齢者支援センターへ職員の増員」は、「20年度から職員体制の充実を図りました」と前進回答がありました。国や都に要請してとの項目「国保制度の国庫負担と都支出金の増額」については、「社会保障制度の安定的な財源確保のため必要に応じて要請する」との回答。いまでも市の国保制度の考えは、独立採算制で受益者負担と変わらないのですが、社会保障として要請するとの姿勢は評価できます。しかし「健康診査費用を無料」には、「公平性及び健康意識の向上のため負担を」と市民の健康意識が低いので有料にしているかのような回答です。この検査に「聴力検査」の追加を要請しましたが、「健診項目はメタボリック関係だけ」と回答。「国保税の子ども3人目以降から均等割を半額」には、「市独自の軽減はない」の回答でした。「歩いて利用できる無料の公共施設を」の要請には、「子どもクラブの

整備」を進めているとの回答。交通関係は、運転手不足とコロナの影響で大幅減収のため「山崎団地センター発の復活など」難しい状況との回答でした。

今年は新型コロナの影響で、回答について一斉の懇談ができず、9月25日に「新型コロナ関係についての緊急再要請」を市に提出しました。その主な内容は、保健所の正規職員の拡充。教育機関従事者の公費によるPCR検査の実施を都に要請を。子どもたちの安全確保のために少人数学級の準備。国や都に医療機関と介護事業所への財政強化の要請。インフルエンザ接種の無償対象者の拡大。国保の資格証明書の世帯に短期証明書の交付。2015年5月でバスの本数を大きく減らした地域の本数を戻すよう、バス会社と交渉をなどの14項目です。

<町田社保協 八柳事務局長より>

PCR検査拡充キャラバン 新宿社保協

10月3、4日に緊急区内いっせい「PCR検査拡充情報公開求める」宣伝署名キャラバン行動に取り組みました。両日合計で区内8ヶ所、のべ参加26団体85人の行動参加で、署名200筆以上が集まりました。区民から寄せられた声は「PCR検査はやっぱり必要。広げてほしい」との声が多数でした。



PCR検査の拡充等を求める区議会宛の陳情が今定例会に「コロナから命とくらしを守る新宿区民の会」を含め3種類出されています。

<新宿社保協より>

介護予防・総合事業で対区懇談 世田谷社保協

10月15日、世田谷社保協は、「介護予防・日常生活支援総合事業」について、区の高齢福祉部介護予防・地域生活支援課との懇談を実施しました。懇談は、事前に提出した質問に対し回答を頂く形で行い、区側からは、課長と係長3名、社保協からは4名が参加しました。以下、懇談の概要です。

Q) 厚労省が「省令改正」で介護制度変更の根拠として区の資料が使われたことについて、区長が「そ

「社会保障」をご購読ください



「資料と解説」が豊富で、激動する情勢や社会保障制度がよくわかる！役に立つ！
学習や運動にぜひご購読を

- 定期購読（年6回）
3,000円＋税（送料別）
1部500円＋税（送料別）
 - 申込みは東京社保協へ
TEL 03-5395-3165
FAX 03-3946-6823
- *ホームページからも注文できます

ういうことを求めたのではないと、厚労省に対して改めてしっかり伝える・・・」と議会で答弁したと赤旗新聞で報道されているが、その通りか？

A) 正確には区のホームページを見て欲しい。厚労省の内容は、世田谷区総合事業の課題提起の一部を切り取ったもの。ボランティアによる地域デイサービスの団体からは「要支援から要介護になったからと言って『来なくてよい』とはできないので受け入れている」「(補助対象も要支援認定者のみなので)要介護者が増えると補助金が少なくなるので困る」とのことだった。総合事業は、要介護者を対象としない事業なので「何とかならないか」という課題を示した。通いの場の創出という考えは変わらない。要介護者にも広げると言うことは全く考えていないが、国から示されれば考えざるを得ない。

Q) 総合事業は、介護を安上がりなボランティアに変えていくのではと言う警戒心がある。

A) 世田谷区のような大きな自治体でも、地域デイサービスは18団体しかない。要介護者を乗せていけるとは考えていない。現在の地域デイサービスは、自分で通い、身の回りのことができる人が対象で、介護をお願いすることは考えていない。通っている人は楽しみにしている。通い続けることが重度化防止につながると主催者は言っている。

Q) ボランティアに要介護者の介護を担わせることは、①専門的な支援を受ける権利を侵害する②病状などの個人情報の扱い③介護事故発生時の責任の所在が不明④ボランティアが辞めればサービスは後退する⑤安い利用料での地域デイサービスの利用が広がれば、介護事業所との契約が減り、結果介護事業所が撤退する⑥新型コロナウイルス感染症で、ボランティアによる地域サービスはいったんほとんど休止となった。サービスの継続が求められる要介護者まで対象を広げることには無理がある。等相応しくなく、省令改正が行われても世田谷区では実施すべきではないと考えています。担当課としての見解をお聞かせください。

A) 省令改正された場合、条件・内容を見てからでないと区としてどう対応するかを決められない。国の介護保険部会でも「ケアマネジメントを通じて、適切なサービスが担保されること」などの意見が出されている。

Q) 省令改正案では、総合事業のボランティアサー

ビスの対象に要介護者を加えるかどうかは自治体ごとに判断するとなっている。省令改正された場合、区として実施するのもしないのか？

A) 区の今の考えは答えられない。あくまで住民主体型サービスなので、(コロナで)主催者が開催中止とする場合は仕方がない。区としては、再開できるよう応援している。老人ホームや教会を借りて実施しているところで貸せないと言われているところもある。

Q) 総合事業の対象を要介護認定者に広げるのではなく、逆に体力・生活に不安を感じ始めた方まで裾野を広げ、サービス内容を多様化すべきと考えます。ご見解をお聞かせください。

A) もっと軽い方を対象とした一般介護予防事業もある。体操に講師派遣の補助をしている。体操が好きな方には体操グループを案内している。その方の状況に応じてチェックリストを活用している。

Q) 介護予防で住民が求めているのは、継続的に通えるサービスであり、ニーズに必ずしもかみ合っていないのではないか。私たちは総合事業に反対の立場だが、それでも総合事業の充実を考えた場合、支え合いミニデイなど、多様な支え合い活動の補助額を増やし活動を充実させることが、参入団体を増やすことにつながると考える。総合事業実施に合わせて、社会福祉協議会の補助額が千円から500円に減額され、区施設の利用時間も3時間から2時間に短縮された。総合事業重視でその他の支え合い活動が軽視されたという声もある。安上がりな介護給付ではなく、住民の力を借りた予防活動は重要だ。きちんと予算を取って住民団体の活動拠点となる施設確保など進めてもらいたい。

A) 全ての人が満足する通いの場はできていない。一般介護予防からつなげる努力はしており、通いの場は重要と考える。区と住民が協力して作っていく。全て区でやるわけではないが充実させていきたい。

<世田谷社保協対区懇談報告より>

地域医療を守る運動全国交流集会

日時 11月23日(祝) 10時半~16時

オンライン場 日本医療労働会館 申し込み 11月15日まで

